

特定の病床等の特例の事務に係る取扱要領（特例有床診療所認定事務取扱要領）

（目的）

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項に基づき医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所（以下「特例有床診療所」という。）の開設又は当該診療所における療養病床、及び一般病床の新設又は増床に係る協議の手続きについて定める。

（定義）

第2条 特例有床診療所は、次のとおりとする。

(1)医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

(2)へき地に設置される診療所（無医地区又は無医地区に準じる地区に入院機能を設けるものに限る。）

(3)小児医療が提供されるために特に必要な診療所

(4)周産期医療が提供されるために特に必要な診療所（分娩を取り扱うものに限る。）

(5)救急医療が提供されるために特に必要な診療所

(6)前各号に掲げるもののほか、その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

2 前項の第1号に掲げる特例有床診療所は、次の各号に掲げる機能を有している診療所であること。

(1)在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)

(2)急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)

(3)患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

(4)他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）

(5)当該診療所内において看取りを行う機能

(6)全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）

(7)病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

（協議の手続）

第3条 第2条第1号から第6号までに掲げる診療所に療養病床、及び一般病床を設置又は増床しようとする者（以下「開設者」という。）は、当該診療所が特例有床診療所に該当するか否かについて協議するため、特例有床診療所に係る協議書（様式第1号）を診療所の所在地を所管する保健所を経由し知事に提出しなければならない。

2 前項の協議書の提出後、協議書に記載された項目のうち、「2 診療所の所在地」、「3 診療科目」、「4 一般病床を新設又は増床する理由」、「5 設置（増床）しようとする一般病床及び療養病床の数」又は「1.1 病床数の算定の考え方」に変更があった場合は、協議書を再提出するものとする。

3 知事は、前々項の協議書が提出されたとき（前項の規定による再提出を含む。）は、地域医療構想調整会議で議論の上、島根県医療審議会の議を経て、特例有床診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者に通知する。

4 前項において、知事が特例有床診療所に該当すると決定したときは、島根県のホームページで公表する。

（開設者の義務等）

第4条 第3条第3項の規定により特例有床診療所に該当する旨の通知を受け、療養病床、及び一般病床の設置又は増床の届出を行った特例有床診療所の開設者は、毎年4月末日までに様式第2号により知事に報告する。

(指導)

第5条 知事は、第3条第3項の規定により通知した診療所が、本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかを適宜把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が同項の規定により通知された特例有床診療所に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し、病床を廃止するよう指導を行い、病床の廃止後は、第3条第4項の規定により公表している島根県のホームページを削除する。

附 則 (平成30年3月30日医第1474号)

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日医第419号)

(施行期日)

この要領は、令和4年6月15日から施行する。